

情個審 第 30 号

平成25年12月11日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成25年1月30日付け茨城県公安委員会第23号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「交通規制標識設置に関連する書類」不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

(情報公開諮問第162号)

(情報公開答申第137号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成24年7月26日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、次の内容の行政文書の開示を請求した。

- (1) 交通規制標識番号（〇〇〇〇〇〇）の設置決定文章及び関係書類の経緯の開示請求。（以下「請求1」という。）
- (2) 上記規制標識設置時の写真及び設置業者の開示請求。（以下「請求2」という。）
- (3) (1)及び(2)に関連するものであって、書類及び電磁的記録等の一切のものを含む。（以下「請求3」という。）

2 実施機関の決定及び通知

平成24年8月7日、実施機関は、請求2及び請求3に係る行政文書については、保存期間が経過しており、保有していないとして、不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、請求1に係る行政文書については、交通規制台帳管理に係る電磁的記録を出力した資料を特定した上で、開示決定を行い、併せて、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成24年9月25日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、茨城県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び審査請求人意見書において主張している

ところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成23年11月26日、銚田市生活環境課から審査請求人の所有地（以下「私有地」という。）の雑草等の管理に関する書類を受け取ったため、業者に草刈りを依頼し、同年12月22日、草刈り前と草刈り後の写真を受け取ったところ、私有地内に交通規制標識（以下「本件標識」という。）を発見した。そこで銚田警察署交通課に対し、私有地から公道への本件標識の移設を申し入れ、平成24年1月5日、移設を完了したとのことであった。
- (2) 銚田警察署交通課及び銚田市生活環境課による移設前・移設後の写真のとおり私有地内に本件標識が設置されていたことは、明白な事実である。銚田警察署交通課によると、私有地内に本件標識を設置した経緯については、茨城県警察本部でないと分からないとのことであった。
- (3) 私有地は、審査請求人が昭和58年〇〇月〇〇日に購入し、現在に至っている。審査請求人は、これまで、いつ、誰が、誰の許可を得て、どの業者が、私有地内に本件標識を設置したのか尋ねてきた。私有地の状況は、審査請求人が平成14年に地籍調査に関する説明会に出席し、同調査の立会いをした際には、設置されておらず、平成16年10月16日に私有地を訪れた際にも異常はなかった。また、平成18年12月29日及び平成19年11月9日にも業者による草刈りを実施している。

これらの点を勘案すると、本件標識は平成20年前後に設置されたものと思われる。
- (4) 平成24年6月11日、審査請求人は、諮問庁に対して、苦情申出を行ったが、返答がなかった。その後、諮問庁の担当者から連絡があり、私有地を含む道路拡幅工事を施工したとの理由で私有地内に本件標識を設置した旨の話があった。しかし、同年7月2日に、銚田市地籍調査課を訪れ公図の調査を行ったが、道路拡幅工事との因果関係は全くなかった。
- (5) 本件処分に係る不開示決定通知書によると、保存期間が経過しており、保有していないとのことであるが、平成24年1月5日時点には私有地内に本件標識が設置されていたのは事実である。

- (6) 平成24年6月27日、警視庁城東警察署に対して、本件標識の件を尋ねたところ、標識を設置している間、関係書類や記録は残っている、他人の土地であれば地主の承諾を得た上で契約を交わし契約書も保存しているとのことであった。しかし、私有地に係る賃貸借契約又は使用貸借契約に係る開示請求に対する実施機関の不開示決定通知書には、保有していないとあり、契約もなく私有地に本件標識を設置することは、正に警察の不法行為としか思えない。
- (7) 諮問庁から審査請求人に対する苦情処理結果通知書において、公文書については作成されたか否かを含め存在を確認することができない旨記載されているが、平成24年4月19日、茨城県警本部交通規制課から、本件標識は平成17年にはパソコンに残っていた旨の報告を受けた。よって、本件処分は適切ではなく、齟齬をきたしている。
- (8) 私有地に地主の許可若しくは承諾なく本件標識を設置したことは、警察の不法行為によるもので弁明の余地はない。
- (9) 警視庁城東警察署によると、平成24年1月5日時点で本件標識が私有地に設置していたのであれば関係書類・設置業者・設置時の写真はあらずで、まして私有地であれば賃貸借契約・使用貸借契約等地主との関係書類は必ず保管しているとの説明だった。
- (10) 書類保存期間が5年との理由で関係書類は廃棄処分をして残っていないとのことだが、警察の杜撰な管理システムによるもので到底納得できない。公道へ移設した平成24年1月5日より逆算すると当然5年に満たないので矛盾している。本件標識に関する審査請求人との関係契約書があるとすれば、設置している間は常識的にも永久保存が鉄則である。
- (11) 審査請求人の私有地を数年に渡り不法使用し、本件標識の設置時期、設置決定及び経緯等が記録されていないことから矛盾はなく、本件審査請求は棄却されるべきと考えたとあるが、罪を犯して知らぬということであり、警察の正義感・倫理観の欠如を露呈していると言わざるを得ない。

- (12) 審査請求人と諮問庁及び実施機関との間で本件標識に関する承諾書等が作成された事実は一切ない。
- (13) 規制標識関係書類保存期間が5年であるとの理由で廃棄処分になっているとのことだが、審査請求人の私有地に本件標識を発見したのが平成23年12月22日であり、当然規制標識設置時の関係書類は保存されていることになり、併せて電磁的記録の資料も保存されていることになる。
- (14) 本件標識は公道に設置されるべきところ、公道より相当離れた審査請求人の私有地に設置したことは、実施機関の杜撰な管理システムによる管理不行き届きによるものである。そして、審査請求人に甚大な迷惑と損害を与えたことは明白な事実である。
- (15) 審査請求人の私有地を数年に渡り不法使用したことは明白な事実であり、実施機関の不法かつ犯罪的行為である。また、銚田市生活環境課によると、本件標識は最近設置したごとく新しいものとの報告を受けた。審査請求人も平成24年7月2日現地を訪れ本件標識を確認したところ、新品であることを確信した。

第4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 本件標識は、請求1により開示決定した「交通規制台帳管理に係る電磁的記録の出力資料」の記載のとおり、昭和50年8月21日に諮問庁の意思決定がなされ、交通規制が実施されている箇所である。
- 2 平成23年12月22日、審査請求人からの本件標識の移設要求に基づき、平成24年1月5日に公道へ移設したことは事実であるが、本件標識の設置に関する審査請求人との承諾関係の書類は保有しておらず、承諾書等が作成されたか否かを含めて存在を確認することができない。
- 3 道路標識を設置する場合は、設計書、工事完了報告書、写真等の書類が作成されるが、これらの保存期間は5年間であるため、仮に本件標識に係るそれらの書類が作成されたとしても、諮問庁の意思決定がされてから相当期間が経過しており、既に廃棄処分となっているものと考えられる。

- 4 標識・標示管理システム（平成17年1月から運用。以下「管理システム」という。）の運用を開始する際、平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間に道路標識等の設置場所等を確認した上で登録していることから、本件標識は、その当時、既に私有地内に設置されていたものと考えられる。
- 5 私有地への標識設置については、過去において、承諾等の書類化を明確にしていなかったことから、必ずしも承諾書等を保管しているとは言えない状況であったが、平成14年3月25日付けの交通部長事務連絡「交通安全施設の設置及び維持管理に関する手続きの適性化について」を発出し、私有地借用承諾書の作成及び適正な保管管理を指示しており、現在においても、交通部長通達「私有地への信号機等の設置及び維持管理に関する手続きの適性化について」（平成24年4月12日付け規制発第571号）により、私有地借用時の承諾書作成を指示するとともに、当該規制が廃止となるまで保管するよう指示している。
- 6 昭和50年8月21日に諮問庁の意思決定がなされたこと及び本件標識が設置されている事実から、本件標識の関係書類は存在していた蓋然性は高いものの、諮問庁の意思決定から30年以上経過している上、現に本件標識の設置経緯や設置業者等が記録された文書等が存在しないことから、本件標識の関係書類が処分された時期は判明しないものの、保存期間が経過して保有していないと判断せざるを得ない。
- 7 本件標識が審査請求人の私有地に設置された経緯を明らかにすることはできないが、実施機関が全部開示した「交通規制台帳管理に係る電磁的記録の出力資料」に記録された諮問庁の意思決定の時期が昭和50年8月21日であること、及び管理システムを運用する際の委託業務の調査により平成17年12月1日から平成18年3月31日までの時期には当該場所に設置されていたことから、少なからず、本件標識が平成18年3月以前に設置されていたことに不合理性はなく、仮に、平成18年3月31日に本件標識が設置されたとしても、標識に関する交通規制関係の文書の保存期間が5年間となっていることから、本件標識に係る交通規制関係の文書の保存期間は平成23年3月31日までであり、既に保存期間が経過していることとなる。

- 8 実施機関が決定した不開示決定処分に不合理性は認められず、当該情報を保有していないであろうと十分推認できることから、諮問庁は、実施機関が不開示とした処分は妥当であると考えます。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

実施機関は、本件標識を設置する際の設計書、工事完了報告書、写真等の書類（以下「工事関係書類」という。）と、設置場所が私有地であったことから地権者との承諾等に関する書類（以下「承諾関係書類」といい、併せて「本件対象文書」という。）について、探索の結果その存在を確認することができなかつたため、保存期間が経過しており、保有していないと判断して本件処分をしたものと認められる。

2 本件処分の妥当性について

まず、本件標識の設置時期について、諮問庁はその意見書の中で、交通規制に係る諮問庁の意思決定の時期及び管理システムを運用する際の委託業務の調査時期から、本件標識は平成18年3月以前に設置されていたとし、標識に関する交通規制関係の文書の保存期間が5年間となっていることから、既に保存期間が経過して廃棄処分になっているとしている。

これに対して、審査請求人は、平成14年に地籍調査に関する説明会に出席し、同調査の立会いをした際には、本件標識は設置されておらず、平成16年に私有地を訪れた際も異常はなく、また、平成18年及び平成19年にも業者による草刈りを実施していることから、本件標識は平成20年前後に設置されたものとしている。

当審査会で管理システムの出力帳票である本件標識の写真を見分したところ、私有地内に設置されている本件標識を確認することができ、管理システムに登録されている写真の更新日時が平成18年1月11日であることから、本件標識は、平成18年1月11日以前に私有地内に設置されていたものと認められるが、平成20年前後に設置されたとする審査請求人の主張は、これを裏付ける資料がなく認めることができない。

また、実施機関において建設工事を執行する際は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）等に基づき工事関係書類を作成することとしており、その保存期間は、茨城県警察文書等取扱いに関する訓令（平成3年本部訓令第12号）に基づき5年としている。

そうすると、工事関係書類についても、平成18年1月11日以前に作成されていたと推認することができ、本件開示請求が行われた時点では、保存期間は経過していることになる。

よって、本件標識は平成18年3月以前に設置されていたとし、工事関係書類は既に保存期間が経過して廃棄処分になっているとする諮問庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。

次に、承諾関係書類について諮問庁は、保有しておらず、承諾書等が作成されたか否かを含めて存在を確認することができないとしている。また、過去において、承諾等の書類化を明確にしていなかったことから、必ずしも承諾書等を保管しているとは言えない状況であったが、平成14年3月25日付けの交通部長事務連絡では、後の紛議を防止するため、民有地借用承諾書を徴し保管することとしている。

これを検討するに、実施機関は、承諾関係書類を探索した結果、存在を確認できなかったとしており、承諾等の書類化を明確にしていなかった過去の取扱状況からすると、現に保有していない理由を明確にすることはできないにしても、実施機関が保有しているとする特段の事情も見当たらない。

また、審査請求人は、審査請求人と諮問庁又は実施機関との間で本件標識に関する承諾書等が作成された事実はないとしており、本件開示請求が行われた時点において承諾関係書類が存在しないことは、審査請求人も認めていると解される。

これらを考え合わせると、実施機関が承諾関係書類を保有していないとしたこと自体は、不自然とは言えない。

したがって、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定については、実施機関においてこれを保有しているとは認められず、妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成25年	1月	30日	諮問受理
平成25年	3月	22日	諮問庁意見書受理
平成25年	4月	25日	審査請求人意見書受理
平成25年	7月	1日	審査（平成25年度第3回審査会第一部会）
平成25年	7月	29日	審査（平成25年度第4回審査会第一部会）
平成25年	9月	10日	審査（平成25年度第5回審査会第一部会）
平成25年	11月	7日	審査（平成25年度第6回審査会第一部会）